

岩手県告示第 167 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 9 項の規定により、県営日野沢地区（日野沢 I 工区及び日野沢 II 工区）土地改良事業（久慈市）に係る換地処分をした。

平成 20 年 3 月 11 日

岩手県知事 達 増 拓 也